

社会福祉法人 丹後視力障害者福祉センター
非常勤職員取扱要綱

雇用条件の変更に伴い、非常勤職員の勤務時間等が制度と実情が乖離したことから、所要の改正を行う。

改正前（現行）	改正後
<p>第1条 省略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1）定数内職員 規程第5条の職員として雇用されたものをいう。</p> <p>2）正規の勤務時間 第18条の規定によって定められる勤務時間をいう。</p> <p>3）祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>4）盆及び年末年始の休日 8月13日から15日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。</p> <p>5）<u>臨時職員 定数内職員の1週間当たりの勤務時間のおおむね4分の3を超えない勤務時間をもって任用される非常勤職員をいう。</u></p> <p>6）<u>嘱託職員 非常勤職員のうち、受託事業に従事する職員をいう。</u></p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>（雇用期間）</p> <p>第6条 非常勤職員の採用に際し、雇用期間を明示する。ただし、その期間は1年を超えないものとする。</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1）定数内職員 規程第5条の職員として雇用されたものをいう。</p> <p>2）正規の勤務時間 第18条の規定によって定められる勤務時間をいう。</p> <p>3）祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>4）盆及び年末年始の休日 8月13日から15日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>5）<u>嘱託職員 非常勤職員のうち、受託事業に従事する職員をいう。</u></p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>（雇用期間）</p> <p>第6条 非常勤職員の採用に際し、雇用期間を明示する。ただし、その期間は1年を超えないものとする。</p> <p><u>ただし、第4条第2項(2)に該当する臨時職員については、期間の定め</u></p>

<p>臨時職員を職務内容等により、当初の採用開始日から1年を超えて雇用する必要が生じた場合は、当初の採用開始日から1年を超えない範囲で再度雇用することができる。ただし、更新は4回までを原則とするが、資格等が必要な業務の場合にあっては、他に該当者がいないと理事長が認めた場合は、更新できるものとする。</p> <p>前2項の規定により明示された期間内は、別段の措置がとられない限り日々雇用又は、時間雇用するものとする。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p>(賃金)</p> <p>第10条 臨時職員には、次に掲げる賃金を支給する。</p> <p>(1) 基本賃金</p> <p>(2) 時間外勤務手当及び通勤手当</p> <p>(3) 同行援護サービス提供責任者手当</p> <p>第11条～第29条 省略</p> <p>附則</p> <p>1～3 省略</p>	<p><u>無い雇用を行うことができる。</u></p> <p>臨時職員を職務内容等により、当初の採用開始日から1年を超えて雇用する必要が生じた場合は、当初の採用開始日から1年を超えない範囲で再度雇用することができる。ただし、更新は4回までを原則とするが、資格等が必要な業務の場合にあっては、他に該当者がいないと理事長が認めた場合は、更新できるものとする。</p> <p>前2項の規定により明示された期間内は、別段の措置がとられない限り日々雇用又は、時間雇用するものとする。</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p>(賃金)</p> <p>第10条 臨時職員には、次に掲げる賃金を支給する。</p> <p>(1) 基本賃金</p> <p>(2) 時間外勤務手当及び通勤手当</p> <p>(3) 同行援護サービス提供責任者手当</p> <p>(4) <u>同行援護サービス提供責任者勤勉手当</u></p> <p>第11条～第29条 省略</p> <p>附則</p> <p>1～3 省略</p> <p><u>4 この要綱は平成31年3月8日(理事会決議)から施行する。</u></p>
---	---